

# おくやみ ハンドブック

筑後市

2023



マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う"マチのブックレット"です。

2023年9月発行

発行:筑後市 編集・デザイン:株式会社ジチタイアド

※当冊子の著作権を侵害する行為(SNSやHPへの無断転載、デザインや文言の流用、複製物の商用利用等)は法律で禁じられています





# 市役所での手続きチェックリスト

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きが必要な人	主な手続き	該当	済	担当課	参照ページ
住民登録	世帯主の方	●世帯主の変更(変更届)		<input type="checkbox"/>	市民課 戸籍・住民担当	3
	印鑑登録をしている方	●印鑑登録証(カード)の返還		<input type="checkbox"/>		3
	マイナンバーカード及び通知カード、住民基本台帳カードをお持ちの方	●カードの返納		<input type="checkbox"/>		3
保険	国民健康保険に加入している方	●各種証の返納 ●葬祭費の支給申請 ●高額療養費等の申請および振込口座の変更		<input type="checkbox"/>	①市民課 国民健康保険担当	4
医療保険	後期高齢者医療保険に加入している方	●資格喪失届 ●葬祭費の支給申請 ●相続人代表者指定届兼口座指定届		<input type="checkbox"/>	②市民課 公費医療担当	4
	子ども医療証をお持ちの方	●医療証返納		<input type="checkbox"/>		5
	ひとり親家庭等医療証をお持ちの方、またはひとり親になられた方	●医療証返納 ●受給資格認定申請		<input type="checkbox"/>		5
	重度障害者医療証をお持ちの方	●医療証返納		<input type="checkbox"/>		5
自動車・バイク	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車等を所有している方	●廃車・名義変更		<input type="checkbox"/>	④税務課 収納・証明・ 軽自担当	6
税金	市税が課税されていた方	●代表相続人設定届 ●固定資産台帳名義変更届		<input type="checkbox"/>	④税務課 収納・証明・ 軽自担当	6
	亡くなられた方の口座から税金を引き落とされていた方	●口座振替申込		<input type="checkbox"/>		6
年金	公的年金受給者の方	●未支給年金の請求 ●遺族基礎年金の請求		<input type="checkbox"/>	⑧福祉課 市民相談・ 年金担当	7
	公的年金受給前の方	●遺族基礎年金の請求 ●死亡一時金の請求		<input type="checkbox"/>		7
しょうがい	次のいずれかを所有している方 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳	●各種障害者手帳の返納		<input type="checkbox"/>	⑨福祉課 障害者支援担当	8
	次のいずれかを受給している方 特別障害者手当、特別児童扶養手当 障害児福祉手当、経過的福祉手当	●死亡届 ●資格喪失届 ●未払手当請求書		<input type="checkbox"/>		8
子ども	児童手当の支給対象児 または受給者である方	●[受給者が死亡]受給者消滅届 及び新たな受給者で認定請求 ●[受給者が死亡]未支払い請求 ●[対象児童が死亡]受給消滅届又は額改定届		<input type="checkbox"/>	⑩児童・保育課 児童・保育担当	9
	児童扶養手当の支給対象児 または受給者である方	●[受給者が死亡]受給者死亡届 及び新たな養育者で認定請求 ●[受給者が死亡]未支払い請求 ●[対象児童が死亡]受給消滅届又は額改定届		<input type="checkbox"/>		9
上下水道	上下水道を使用されていた方で 使用者に変更がある方	●使用者変更届 ●給水装置名義変更届 ●中止届 ●口座振替申込		<input type="checkbox"/>	⑮上下水道課 上下水道庶務担当・ 下水道庶務担当	10
介護保険	介護保険の被保険者である方	●保険料に関する相続人代表届 ●介護保険被保険者証等の返還 ●介護保険認定申請取下の届出		<input type="checkbox"/>	⑱高齢者支援課 介護保険担当	10
農地	農地の相続等の届出	●相続登記完了後の届 ●農地の貸借権の手続き		<input type="checkbox"/>	⑳農業委員会 事務局	11
	農業者年金	●農業者年金死亡届 ●未支給年金請求届(死亡一時金)		<input type="checkbox"/>		11
道路	道路水面占用(市有敷地の使用)	●名義変更届		<input type="checkbox"/>	㉓道路課 管理担当	12
住宅	市営住宅に入居している	●名義継承手続き(名義人が死亡された方) ●市営住宅異動届(入居している人の一部が死亡された方)		<input type="checkbox"/>	㉔都市対策課 市営住宅担当	12
図書	図書館	●利用者カードの返納 ●図書資料の返納		<input type="checkbox"/>	㉕社会教育課 図書館担当	12

※担当課欄番号:市役所庁舎内の担当課の窓口番号です。



# 市役所以外での主な手続き一覧

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きの種類	主な手続き	該当	済	問い合わせ先など
市役所以外での手続き	生命保険	死亡保険金の請求・入院給付金の請求等		<input type="checkbox"/>	加入している生命保険会社
	預貯金口座	口座凍結解除手続き		<input type="checkbox"/>	各金融機関 等
	株式等	名義変更		<input type="checkbox"/>	各証券会社 等
	遺言書	検認・開封		<input type="checkbox"/>	八女家庭裁判所 ☎0943-23-4036
	固定電話・携帯電話	契約継承・解約		<input type="checkbox"/>	各契約会社 等
	インターネット	名義変更・解約		<input type="checkbox"/>	各契約会社 等
	NHK受信料	名義変更・解約		<input type="checkbox"/>	フリーダイヤル ☎0120-151515 有料ダイヤル ☎050-3786-5003
	電気・ガス料金等	名義変更・解約		<input type="checkbox"/>	領収書に記載されている会社及び営業所
	運転免許証	返納		<input type="checkbox"/>	筑後警察署 ☎0942-52-0110
	パスポート	返納		<input type="checkbox"/>	久留米パスポートセンター ☎0942-30-1060
	クレジットカード	解約		<input type="checkbox"/>	各契約会社
	ケーブルテレビ	名義変更・解約		<input type="checkbox"/>	各契約会社
	不動産登記関係	土地・家屋等相続登記		<input type="checkbox"/>	福岡法務局 八女市局 ☎0943-23-2603
	国税関係 (相続税、所得税、消費税)	相続税・所得税・消費税申告		<input type="checkbox"/>	八女税務署 ☎0943-23-5191
	国債を所有していた方	記名変更・償還金受領		<input type="checkbox"/>	償還金支払場所または証券保険証書に記載の郵便局
自動車・バイク	普通自動車		<input type="checkbox"/>	税金に関する手続き 筑後県税事務所 ☎0942-52-5131 名義変更・廃車 久留米自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2081	
		軽自動車	<input type="checkbox"/>	軽自動車検査協会 ☎050-3816-1752	
	バイク(125cc超)		<input type="checkbox"/>	久留米自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2081	



## 世帯主の方

世帯主の方が亡くなられた場合、世帯主が変更になります。同一世帯に残された世帯員が2名以上おられる場合、そのうちのどなたかを新世帯主とする届出が必要です。

### 手続き・持ち物

#### ●世帯主の変更(変更届)

- 届出人(本人又は同一世帯員)の本人確認書類(運転免許証等)
- 代理人(本人又は同一世帯の方以外)が手続きをする場合は委任状と代理人の本人確認書類をお持ちください。

### 受付窓口

市民課 戸籍・住民担当 (☎0942-53-4112)

### 期限

亡くなった日から14日以内

## 印鑑登録をしている方

印鑑登録されている方が亡くなられた場合、死亡届が受理され、住民票が死亡につき消除されると、その方の印鑑登録は廃止されます。印鑑登録証は処分していただくか、市民課へご返却ください。

### 手続き・持ち物

#### ●印鑑登録証(カード)の返還

- 印鑑登録証(カード)

### 受付窓口

市民課 戸籍・住民担当 (☎0942-53-4112)

## マイナンバーカード及び通知カード、住民基本台帳カードをお持ちの方

上記カードを所有されている方が亡くなられた場合、カードは失効となります。税・社会保障の手続きで必要になる場合がございますので、全ての手続きが終わるまで大切に保管してください。

手続き終了後、処分していただくか受付窓口へご返納ください。

### 手続き・持ち物

#### ●カードの返納

- 各カード

### 受付窓口

市民課 戸籍・住民担当 (☎0942-53-4112)



## ① 国民健康保険に加入している方

※世帯主変更の場合で、他に加入者がいれば新しい被保険者証をお渡します。

### 手続き・持ち物

#### ●各種証の返納

- 亡くなられた方の国民健康保険被保険者証
- 限度額適用認定証等     特定疾病療養受領証

#### ●葬祭費の支給申請

- 喪主の氏名が分かるもの(会葬礼状など)
- 喪主名義の預貯金通帳

#### ●高額療養費等の申請および振込口座の変更

- 新世帯主名義の預貯金通帳(世帯主に変更があった場合)
- 本人確認書類

### 受付窓口

市民課 国民健康保険担当 (☎0942-65-7015)

## ② 後期高齢者医療保険に加入している方

75歳以上の方または65歳以上75歳未満で障害認定を受けている方が亡くなられた場合

### 手続き・持ち物

#### ●資格喪失届

- 後期高齢者医療被保険者証     限度額適用認定証
- 特定疾病療養受領証     届出人の印鑑

#### ●葬祭費の支給申請

- 喪主の氏名が分かるもの(会葬礼状など)
- 喪主名義の預貯金通帳     喪主の印鑑

#### ●相続人代表者指定届兼口座指定届

- 相続人代表者名義の預貯金通帳
- 相続人代表者の印鑑

### 受付窓口

市民課 公費医療担当 (☎0942-65-7016)

### 期限

葬祭費の支給申請は2年以内。



相続した**不動産の名義**、そのままにいませんか？

2024年4月から  
相続登記の**申請**が  
**義務化**されます。

正当な理由なく  
申請をしなかった場合、  
**10万円以下の過料が  
科される可能性が  
あります。**



そのご不安な  
**相続登記**、  
**司法書士**に  
お任せください。

私は大丈夫かな？当てはまるかな？と思ったらご相談を！

- 土地・建物の名義が、昔のままになっている
- 不動産を相続したけど何をすべきか分からない…
- どこに相談すればいいか分からない など

要予約

初回相談**30分**

**無料**

でご案内します



不動産登記の対応は複雑かつ急を要するものが多く  
あるものです。そんなときは是非専門家へのご相談をお勧めいたします。  
私たちは、みなさまに安心してご相談いただけるよう、  
きめ細かい対応をお約束いたします。

相続登記だけで  
なく、他のご相談も  
お任せください。

遺産  
整理

遺言

会社  
設立

相続  
放棄

不動産の  
名義変更

成年後見  
制度

**下川司法書士事務所**

**☎0942-51-7235**

平日9時～18時

〒833-0003  
福岡県筑後市大字羽犬塚121-2  
【角金物さん前】

時間外、土日祝日は  
予約いただければ対応可能です。

下川慎一郎 福岡県司法書士会所属 簡裁訴訟代理認定番号 1101207号



## ②子ども医療証をお持ちの方

「異動届」を提出し、医療証を返却してください。

手続き・持ち物

- 医療証返納
- 子ども医療証

受付窓口

市民課 公費医療担当 (☎0942-65-7016)

## ②ひとり親家庭等医療証をお持ちの方、またはひとり親になられた方

※配偶者が亡くなられて18歳未満の児童がいる方、両親が亡くなられた18歳未満の児童が対象です。  
(所得制限がありますので、窓口にお尋ねください)

手続き・持ち物

- 医療証返納
- ひとり親家庭等医療証
- 受給資格認定申請
  - ア)対象者全員の被保険者証
  - イ)児童扶養手当証書又は遺族年金等の国民年金証書および戸籍謄本
  - ウ)本人と同居家族の個人番号が分かるもの
  - エ)本人確認書類(運転免許証など)
  - オ)その他(窓口へお尋ねください)

受付窓口

市民課 公費医療担当 (☎0942-65-7016)

## ②重度障害者医療証をお持ちの方

「異動届」を提出し、医療証を返却してください。

手続き・持ち物

- 医療証返納
- 重度障害者医療証

受付窓口

市民課 公費医療担当 (☎0942-65-7016)



#### ④ 原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車等を所有している方

バイク(原付含む)・小型特殊自動車(トラクター・コンバイン等)等の所有者が亡くなった場合は、相続人代表者の届出又は廃車・名義変更の届出が必要になります。

手続き・持ち物

● 廃車・名義変更

□ ナンバープレート(ナンバーを返納・変更する場合)

受付窓口

税務課 収納・証明・軽自担当 (☎0942-53-4113)

#### ④ 市税が課税されていた方

※納税義務者が亡くなった場合は相続人代表者の届出が必要になります。

※固定資産を所有している方が亡くなり、相続による名義変更をする場合は、法務局での手続きが別途必要です。

詳しくは法務局にお尋ねください。

なお、名義変更前に口座振替を利用されていた場合で、名義変更後も引き続き同じ口座からの振替を希望される場合、改めて口座振替の申込が必要です。

※未登記の固定資産を所有している方は、市役所税務課固定資産税担当での手続きが必要になります。

手続き・持ち物

● 代表相続人設定届

● 固定資産台帳名義変更届

受付窓口

税務課 収納・証明・軽自担当 (☎0942-53-4113)

#### ④ 亡くなった方の口座から税金を引き落とされていた方

※口座振替をご利用の場合は、改めて口座振替の申込をしてください(手続きは金融機関窓口です)。

手続き・持ち物

● 口座振替申込

□ 口座振込依頼書(税務課窓口、金融機関窓口に設置しています)

□ 金融機関届出印

受付窓口

税務課 収納・証明・軽自担当 (☎0942-53-4113)



## ⑧ 公的年金受給者の方

必要な手続きについて事前に担当課へお問い合わせください。※年金事務所での手続きが必要な場合があります。  
※共済年金受給者の方は、共済組合での手続きとなります。

### 手続き・持ち物

#### ●未支給年金の請求

- 死亡者の年金証書     請求者の預貯金通帳
- 死亡者と請求者の関係が分かる戸籍
- 請求者の個人番号が分かるもの

#### ●遺族基礎年金の請求

- 死亡者の年金証書     請求者の預貯金通帳
- 死亡者と請求者の関係が分かる戸籍
- 請求者の個人番号が分かるもの

### 受付窓口

福祉課 市民相談・年金担当 (☎0942-65-7021)

## ⑧ 公的年金受給前の方

必要な手続きについて事前に担当課へお問い合わせください。※年金事務所での手続きが必要な場合があります。  
※共済年金受給者の方は、共済組合での手続きとなります。

### 手続き・持ち物

#### ●遺族基礎年金の請求

- 死亡者の年金手帳     請求者の預貯金通帳
- 死亡者と請求者の関係が分かる戸籍
- 請求者の個人番号が分かるもの

#### ●死亡一時金の請求

- 死亡者の年金手帳     請求者の預貯金通帳
- 死亡者と請求者の関係が分かる戸籍
- 請求者の個人番号が分かるもの

### 受付窓口

福祉課 市民相談・年金担当 (☎0942-65-7021)



⑨ 次のいずれかを所有している方  
身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳

手続き・持ち物

●各種障害者手帳の返納

- 身体障害者手帳  療育手帳  精神障害者保健福祉手帳

※手帳をお持ちの方

受付窓口

福祉課 障害者支援担当 (☎0942-65-7022)

⑨ 次のいずれかを受給している方  
特別障害者手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当

手続き・持ち物

●死亡届

- 死亡が確認できる書類(除籍等)

●資格喪失届

- 死亡が確認できる書類(除籍等)

- 手当証書

●未払手当請求書

- 未支払がある場合は生計を同じくしていた者の通帳

※優先順位は配偶者→子→孫

受付窓口

福祉課 障害者支援担当 (☎0942-65-7022)



## ⑩ 児童手当の支給対象児または受給者である方

児童手当の受給者が亡くなられた場合と対象児童が亡くなられた場合で手続きが異なりますので、詳しくは窓口にてお尋ねください。

### 手続き・持ち物

●[受給者が死亡]受給者消滅届及び新たな受給者で認定請求

- 健康保険証  預貯金通帳
- 個人番号が分かるもの  本人確認書類

●[受給者が死亡]未支払い請求

- 対象児童(二人以上いる場合は一番年上)の預貯金通帳
- 対象児童(二人以上いる場合は一番年上)の本人確認書類

●[対象児童が死亡]受給消滅届又は額改定届

- 本人確認書類

### 受付窓口

児童・保育課 児童・保育担当 (☎0942-65-7017)

### 期限

受給者の死亡日の翌日から起算して15日以内

## ⑩ 児童扶養手当の支給対象児または受給者である方

次の方は手続きが必要です。①受給されていた方又は対象児童(支給停止中だった方も含む) ②父または母が死亡した場合で、遺族年金が受けられない母(父)子または母(父)子の受給できる公的年金給付等の月額相当額より少ない場合

### 手続き・持ち物

●[受給者が死亡]受給者死亡届及び新たな養育者で認定請求

- 除籍された戸籍謄本または死亡診断書
- 受給者の児童扶養手当証書
- 【新規認定の場合】 戸籍謄本(請求者・児童)・健康保険証・請求者の預貯金通帳・年金手帳など
- 【公的年金がある場合】 受給する公的年金等の額が分かるもの・個人番号が分かるもの

●[受給者が死亡]未支払い請求

- 対象児童(二人以上いる場合は一番年上)の預貯金通帳
- 対象児童(二人以上いる場合は一番年上)の本人確認書類

●[対象児童が死亡]受給消滅届又は額改定届

- 受給者の児童扶養手当証書
- 本人確認書類

### 受付窓口

児童・保育課 児童・保育担当 (☎0942-65-7017)

### 期限

亡くなった日から14日以内



## ⑮ 上下水道を使用されていた方で使用者に変更がある方

### 手続き・持ち物

- 使用者変更届 ● 給水装置名義変更届 ● 中止届
- 口座振替申込
- 口座振込依頼書(市役所窓口、金融機関窓口を設置しています)
- 金融機関届出印

### 受付窓口

上下水道課 上水道庶務担当 (☎0942-65-7035)  
下水道庶務担当 (☎0942-65-7036)

## ⑯ 介護保険の被保険者である方

### 手続き・持ち物

- 保険料に関する相続人代表届
- 相続人代表者の預貯金通帳
- 介護保険被保険者証等の返還
- 亡くなられた方の介護保険被保険者証
- 亡くなられた方の介護保険負担割合証(該当の方)
- 亡くなられた方の負担限度額認定証(該当の方)
- 介護保険認定申請取下の届出

### 受付窓口

高齢者支援課 介護保険担当 (☎0942-53-4115)



## ②① 農地の相続等の届出

農地の所有者が亡くなられた場合、届出が必要です。

(相続による名義変更をする場合は、法務局での手続きが別途必要です。)

なお、中間管理事業による農地の貸付をされている場合、賃借料の振込先変更手続きが必要です。

手続き・持ち物

● 相続登記完了後の届

登記完了証の写し

● 農地の貸借権の手続き

新たに指定する預貯金通帳  印鑑

受付窓口

農業委員会事務局 (☎0942-65-7023)

## ②① 農業者年金

農業者年金受給者・加入者が亡くなられた場合、手続きが必要です。

手続き・持ち物

● 農業者年金死亡届

農業者年金証書(紛失の場合不要)

● 未支給年金請求届(死亡一時金)

請求者の預貯金通帳  死亡日が分かる書類

死亡者と請求者の関係が分かる戸籍

※優先順位は配偶者→子→父母

受付窓口

農業委員会事務局 (☎0942-65-7023)



## ②③ 道路水面占用(市有敷地の使用)

手続き・持ち物

- 名義変更届
- 新たに占用される方の印鑑

受付窓口

道路課 管理担当 (☎0942-53-4114)

## ②④ 市営住宅に入居している方

手続き・持ち物

- 名義継承手続き(名義人が死亡された方)
- 市営住宅異動届(入居している人の一部が死亡された方)
- 死亡の事実とその発生日が分かる書類
- 個人番号が分かるもの

受付窓口

都市対策課 市営住宅担当 (☎0942-65-7029)

## ③① 図書館

手続き・持ち物

- 利用者カードの返納
- 利用者カード
- 図書資料の返納
- 借りている図書資料

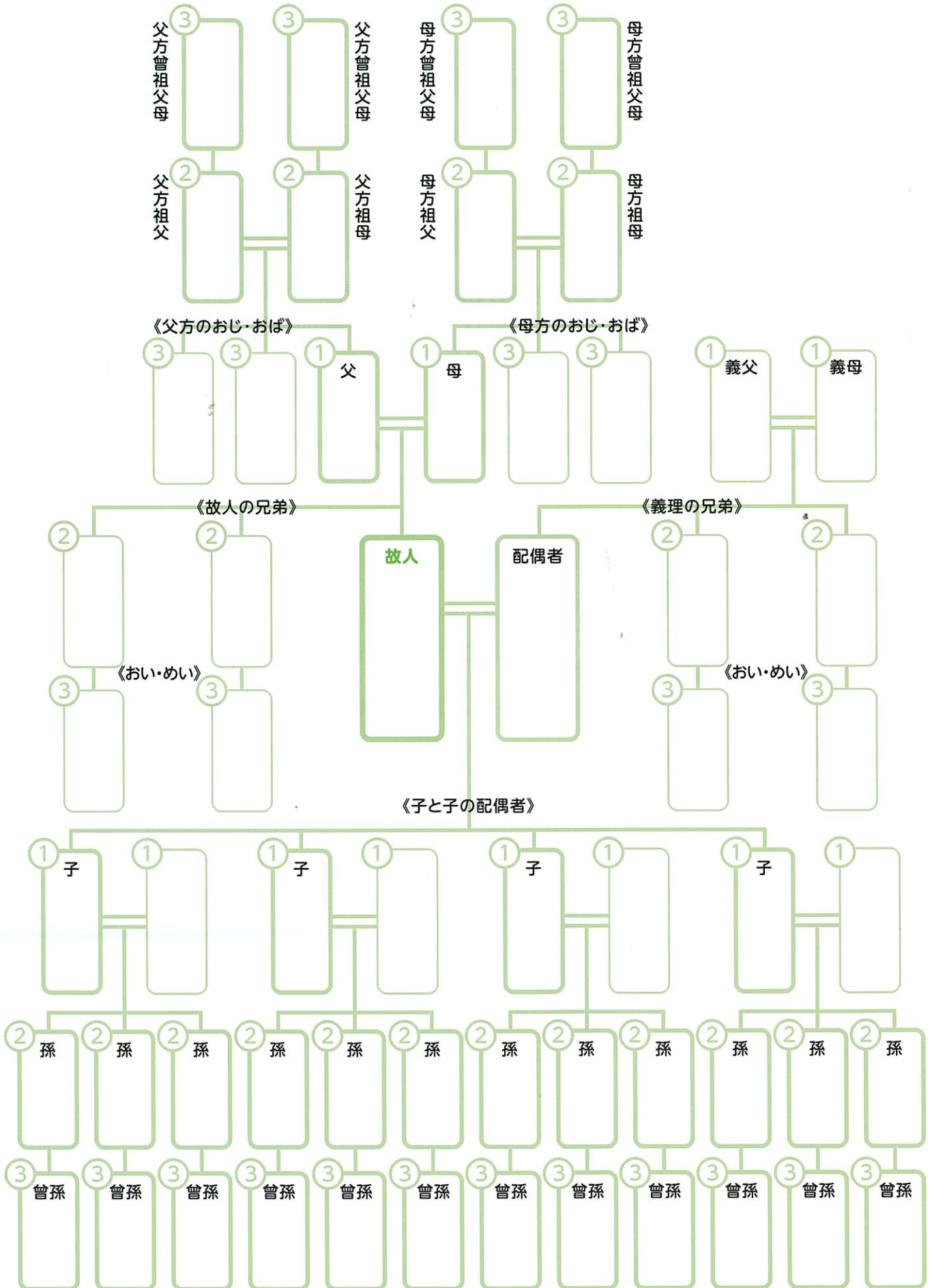
受付窓口

社会教育課 図書館担当 (☎0942-51-7200)



# 家系図

※数字は親等数





# 記入例

# 委任状

令和 年 月 日

※代理人の欄も含め必ず委任者（本人）が自筆してください。パソコン等による記名や代筆の場合は、委任者の本人確認書類（免許証等）の写しを添付してください。

委任者	住所	筑後市大字熊野1111番地		
	氏名	筑後 太郎	TEL	123-4567-890

私は、下記の者を代理人と定め、申請及び受領、届出一切の権限を委任します。

代理人	住所	筑後市大字山ノ井2222番地		
	氏名	船小屋 花子		

## ◎委任事項

※ 委任者は代理人へ委任する際に、証明発行の目的や理由、証明に関する必要事項を必ずお伝えください。

住民票請求	住所	福岡県筑後市大字熊野1111番地		
	必要な人の氏名	筑後 太郎	生年月日	明・大 <b>昭</b> 平・令 60年 3月 4日
	住民票	世帯全員分(謄本)	1 通	※記載する場合はチェックをしてください。 □マイナンバー □住民票コード チェックがない場合は省略します
	個人分/除票(抄本)	通		

※ マイナンバーもしくは住民票コード付の場合は委任者宛に郵送しますので、代理人へ直接交付はできません。

戸籍請求	本籍	福岡県筑後市大字徳久3333番地		
	筆頭者氏名	筑後 一郎	生年月日	明・大 <b>昭</b> 平・令 28年 1月 2日
	必要な人の氏名	筑後 太郎	生年月日	明・大 <b>昭</b> 平・令 60年 3月 4日
	戸籍	謄本(全部)	1 通	抄本(一部) 通
	除籍等	・死亡記載があるもの _____ 通 ・【出生・婚姻・転籍・ _____ 歳頃】から 【婚姻・死亡・転籍・ _____ 歳頃】までの連続した戸籍 _____ セット ・( ) と ( ) の関係が分かるもの _____ 通 ・その他【必要な記載事項をご記入ください】⇒ ( )		
	附票	1 通	(久留米市 1 番地) から (筑後市 2 番地) までの住所	
	身分証明書	通	← ※必ず、本人からの委任状が必要です。	

その他	所得(課税)証明	必要な人の氏名		通
	住民異動届	□転入 □転居 □転出 ※該当するところへチェックをしてください。		
	※上記項目に当てはまらない事項を委任する方は、ご記入ください。			

□ 委任者は身体的に自筆が困難のため、委任者の意志を確認し、代理人( ) が代筆です。

### 【注意事項】

- 虚偽の申出を防ぐため委任状に不備がある場合や委任者以外の方が書いた箇所があった場合は受付をお断りすることがあります。
- 代理人は、必ず代理人の本人確認書類(マイナンバーカード、免許証等)をご持参ください。



# 委任状

令和 年 月 日

※代理人の欄も含め必ず委任者(本人)が自筆してください。パソコン等による記名や代筆の場合は、委任者の本人確認書類(免許証等)の写しを添付してください。

委任者	住所			
	氏名		TEL	

私は、下記の者を代理人と定め、申請及び受領、届出一切の権限を委任します。

代理人	住所			
	氏名			

## ◎委任事項

※委任者は代理人へ委任する際に、証明発行の目的や理由、証明に関する必要事項を必ずお伝えください。

住民票請求	住所	福岡県筑後市大字		
	必要な人の氏名		生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日
	住民票	世帯全員分(謄本)	通	※記載する場合はチェックをしてください。 □マイナンバー □住民票コード チェックがない場合は省略します
		個人分/除票(抄本)	通	

※マイナンバーもしくは住民票コード付の場合は委任者宛に郵送しますので、代理人へ直接交付はできません。

戸籍請求	本籍	福岡県筑後市大字		
	筆頭者氏名		生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日
	必要な人の氏名		生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日
	戸籍	謄本(全部)	通	抄本(一部) 通
	除籍等	・死亡記載があるもの _____ 通 ・【出生・婚姻・転籍・ _____ 歳頃】から 【婚姻・死亡・転籍・ _____ 歳頃】までの連続した戸籍 _____ セット ・( )と( )の関係が分かるもの _____ 通 ・その他【必要な記載事項をご記入ください】⇒ ( )		
	附票	通	( )から( )	までの住所
	身分証明書	通	← ※必ず、本人からの委任状が必要です。	

その他	所得(課税)証明	必要な人の氏名		通
	住民異動届	□転入 □転居 □転出 ※該当するところへチェックをしてください。		
	※上記項目に当てはまらない事項を委任する方は、ご記入ください。			

□委任者は身体的に自筆が困難のため、委任者の意志を確認し、代理人( )が代筆です。

### 【注意事項】

- 虚偽の申出を防ぐため委任状に不備がある場合や委任者以外の方が書いた箇所があった場合は受付をお断りすることがあります。
- 代理人は、必ず代理人の本人確認書類(マイナンバーカード、免許証等)をご持参ください。



# この家土地 どうしよう…?

最近こんなご相談が増えています

相続したけど…

子どもたちには迷惑を  
かけたくないから、何か  
相続対策をしなきゃ  
いけない…

相続したけど…

何年もそのままに  
なっている私の実家、  
どうしよう…

相続したけど…

誰も住んでいない家や土地は  
傷みやすいし、ご近所さんに色々な  
迷惑をかける心配もあるし、  
でも遠いから頻繁には行くわけには  
いかない。どうしたらいいものか…

相談・査定  
見積り  
**無料**

お気軽に  
ご相談ください  
(秘密厳守)



**売買 (仲介・買取)**

**賃貸 (仲介・管理)**

**相続 (診断・対策)**

**建築 (新築・リフォーム・解体)**

**空家空地の管理**

**不動産有効活用**

(公益社団法人) 福岡県宅地建物取引業協会会員 福岡県知事(4)第15372号

お問合せはこちらまで



株式会社 **コモハラ不動産** 筑後店

**☎0942-51-7173**

〒833-0004 筑後市大字徳久84-1 (けやき通りと442号線バイパス交差点の角)  
E-mail chikugo@komohara.com

www.komohara.com コモハラ不動産 検索

営業時間 9:30~18:30 土・日・祝日営業(毎週水曜日・第3木曜日定休)





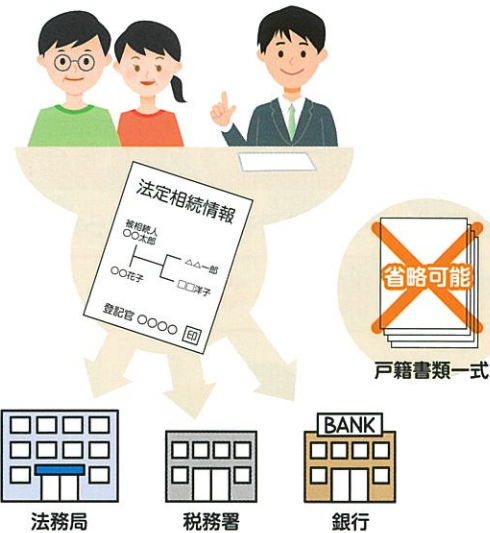
# 故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害／傷害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考



# 法定相続情報証明制度

相続人が法務局や登記所に必要な書類を提出することで、法定相続人が誰であるのかを証明できる制度です。これまででは申請先ごとに戸籍謄本の束を用意する必要がありましたが、この制度を利用して「法定相続情報一覧図」を作成することにより、**戸籍謄本一式の提出が省略可能となり、各種相続手続きが簡略化できます。(※)**



次のような場合に利用できます。

不動産の相続登記、被相続人名義の預金の払戻し、死亡保険金の請求、有価証券の口座の名義変更 など

(※)被相続人や相続人が日本国籍を有しない場合は、本制度を利用することができません。

## 手続きの流れ

### ●ステップ1 必要書類の収集(申請のために必要な書類を用意します)

- 被相続人の戸籍謄本  被相続人の住民票の除票  相続人の戸籍謄抄本
- 申出人の氏名・住所を確認することができる公的書類  
[運転免許証またはマイナンバーカードのコピー、住民票の写し など]

<法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載する場合>

- 住民票の写し

<委任による代理人が申出の手続きをする場合>

- 委任状
- (親族が代理する場合)申出人と代理人が親族であることが分かる戸籍謄本
- (弁護士などの資格者代理人が代理する場合)資格者代理人団体所定の身分証明書の写し



この制度において、申請の代理人になれるのは法定代理人のほか、以下の専門家と親族に限られます。

- 弁護士 ○司法書士 ○税理士 ○土地家屋調査士 ○行政書士 ○社会保険労務士 ○弁理士 ○海事代理士

<被相続人の住民票の除票の取得ができない場合>

- 被相続人の戸籍の附票

### ●ステップ2 法定相続情報一覧図の作成、申出書の記入

被相続人及び戸籍の記載から判明する法定相続人の関係を一覧にした図を作成し、申出書に必要事項を記入します。法務局HPより様式・記載例のダウンロードが可能です。

### ●ステップ3 登記所へ申請 この制度は無料で利用できます。

次のいずれかの登記所へ必要書類と法定相続情報一覧図を提出し、申請をします。

- ・被相続人の本籍地(死亡時の本籍) ・申出人の住所地 ・被相続人の最後の住所地
- ・被相続人名義の不動産の所在地

●詳しい手続きは法務局HPまで

法務局HP([http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7\\_000014.html](http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000014.html))をもとに株式会社ジチタイアドが作成

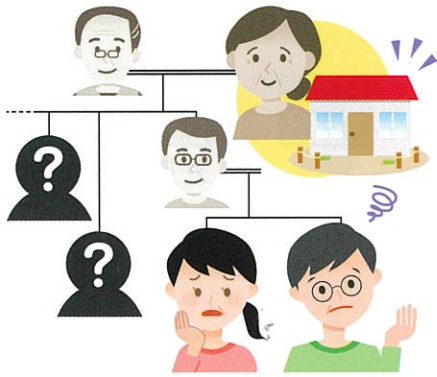


# 相続登記はお済みですか？

## そもそも相続登記って？

相続登記とは、不動産の所有者が亡くなられた場合に、土地・建物の名義を相続人の名義に変更する手続きのことです。

## 相続登記をしないと…？



### ❗ 手間とお金がかかる！

相続を重ねることで、誰が相続人となるのか、調査に相当の時間がかかり、相続登記の手続費用や手数料も高額となる恐れがあります。

### ❗ 不動産を任意のタイミングで処分できない！

自己名義でない不動産は、売却したり、担保にすることが困難になります。

など、思わぬ不利益を受けることも…。

つまり、思い立った時に対応するのがベストです！

## 相続登記の手続きの流れ

### 法定相続分のおりに相続したケース

※法定相続分とは民法に定められた取り分のことです

### 相続の発生

### STEP1 必要書類の収集

 申請のために必要な以下の書類をすべて用意します。

#### ① 相続が発生したこと及び相続人を特定するための証明書

- 被相続人(死亡した方)の戸籍謄本 ● 除籍謄本
- 新たに相続人となる方の戸籍謄本 等

#### ② 相続人全員の住民票の写し

#### ③ 登録免許税(通常は収入印紙で納付)

#### ④ 委任状(代理人が申請する場合)

### STEP2 登記申請書の作成

相続人全員で申請書を作成する必要があります。  
[ 手続きを代理人ひとりに委任することも可能です。 ]  
※委任状必須

法務局HPよりダウンロードが可能です！

### STEP3 登記所へ申請

土地・建物を管轄する登記所に必要書類と登記申請書を提出し申請します。

完了

自分の権利を大切にするとともに、次世代の子どもたちのためにも「未来に繋がる不動産の相続登記」をお忘れなく！

詳しい手続きは法務省HPまで

法務省HP(<http://www.moj.go.jp/MINJI/fudousantouki.html>)をもとに株式会社ジチタイアドが作成



不動産相続・売却のお悩みは、地域密着の田中不動産へ。  
田中不動産では無料相談を承っております。



だから、たなか。



株式会社

田中不動産

福岡県知事(3)16680号 福岡県知事(般-2)第105354号 (公社)全国宅地建物保証協会 全国宅地建物取引業協会会員

広川本店



〒834-0115 福岡県八女郡広川町大字新代 947-12

☎0943(32)1882

fax 0943(32)4606 [営業時間] 9:00 ~ 18:00 水曜日定休



八女店



〒834-0063 福岡県八女市本村 445-2

☎0943(30)5508

fax 0943(30)5501 [営業時間] 9:00 ~ 18:00 日曜日定休







**1950年創業**

**地元に着**

# 相続税申告 については 私たちにお任せください!

相続は一生のうちで何度も経験するものではありません。  
そのためどうすればいいのかわからないと不安になるのは当たり前です。  
弊社ではみなさまのお悩みを円満な解決へ導くサポートを行います。

相続税  
申告

戸籍謄本  
の収集

遺産分割  
協議書の  
作成

遺産の  
名義変更  
手続き

などの  
ご相談

**初回相談 無料**

お客様とのコミュニケーションを大切に、みなさまに頼られる存在になれるよう努めてまいります。1人で悩まずにお気軽にご相談ください。



かん こう  
**看公税理士法人**

〒830-0032 久留米市東町508-13

TEL. **0942-32-8212**  
FAX. 0942-32-8533

九州北部税理士会所属

HPはこちらから▶

